

さ べ つ み え 差別のない三重を



みえけんじんけん
三重県人権センターマスコットキャラクター
ミッコロ

みんなであつくろう

2016^{（平成28）}年^{ねん}に^{しこう}施行された^{さべつ}差別を^{かいしょう}解消するための^{ほうりつ}3つの法律です

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
2016^{（平成28）}年^{ねん}4月1日^{がついちしこう}施行

障がいがあることを理由にした差別を禁止しています。また、障がいのある人から、バリアを取り除くための要望があったときには、状況に応じて合理的配慮の提供が必要です。

県では、平成31年4月1日に「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」を全面施行しています。

障がいのある人もない人も、一緒に安心して暮らせる社会をつくりましょう。

かいしょうほう ヘイトスピーチ解消法

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた
取組の推進に関する法律」
2016^{（平成28）}年^{ねん}6月3日^{がつみっかしこう}施行

特定の民族や国籍の人びとを社会から排除しようとする差別的な言葉や行動を「ヘイトスピーチ」といい、人を大きく傷つけるもので、決して許されません。

ヘイトスピーチをなくす必要性を一人ひとりが理解し、ヘイトスピーチのない社会をつくりましょう。

ぶらくさべつかいしょうすいしんほう 部落差別解消推進法

「部落差別の解消の推進に関する法律」
2016^{（平成28）}年^{ねん}12月16日^{がつにちしこう}施行

いまなお部落差別が残っており、インターネットなどが便利になっている中で、部落差別に関する状況の変化が起きていることをふまえ、この法律が制定されました。日本国憲法では、すべての人に基本的人権を保障しています。わたしたち一人ひとりが「部落差別は許されない」ことを理解し、部落差別のない社会をつくりましょう。

さ べ つ じんけん そんちよう み え 差別のない、人権が尊重される三重に

みえけんちじ いちみかつゆき
三重県知事 一見勝之



じんけん ひ と しゃかい しあわ せいかつ いどな ひつよう こゆう けんり
人権は、人びとが社会において幸せな生活を営むために必要な固有の権利です。

わたしがめざす、じんけん そんちよう しゃかい こうへい きかい ほしょう じりつ せいかつ
私たちがめざす、人権が尊重される社会は、公平な機会が保障され、自立した生活が
かくほ しゃかい さまざま ぶんか たようせい みと あ こじん そんちよう きょうせいしゃかい
確保される社会であり、また、様々な文化や多様性を認め合い、個人が尊重される共生社会です。

しかしながら、同和問題、子ども、女性、障がい者、高齢者等の人権問題、虐待やDV、インターネット上で差別的情報を発信するといった行為に加え、近年では、新型コロナウイルスに係る偏見、差別が発生しています。

このような中、県は「人権が尊重される三重をつくる条例」や平成28年に施行された「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」をふまえ、差別の解消などに向けて取組を進めています。また、新型コロナウイルス感染症に係る偏見、差別についても、人権啓発・教育や関係機関の連携による相談体制の充実などに取り組んでいます。

せいべつ ねんれい こくせき ちが しょう かか すべ けんみん あか く みえ
性別や年齢、国籍などの違い、障がいのあるなしに関わらず、全ての県民が明るく暮らせる三重をつくっていくのは、
わたし わたし ひとり あいて きも かんが たにん じんけん はいりょ こうどう やさしみ
私たちです。そのためにも、私たち一人ひとりが相手の気持ちを考え、他人の人権に配慮した行動をとり、優しさに満ちあふれたふるさとをみんなでつくっていきましょう。

みえけん みえけんきょういくいいんかい
三重県 三重県教育委員会